

第1回静岡市・由比町合併協議会

日 時：平成19年8月3日（金）

午後1時30分から

場 所：ホテルセンチュリー静岡

5階「センチュリー」

第1回静岡市・由比町合併協議会次第

日 時 平成19年8月3日(金)
午後1時30分から
場 所 ホテルセンチュリー静岡
5階「センチュリー」

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員委嘱及び紹介

4 議 事

(1) 報 告

報告第1号 静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯等について

報告第2号 静岡市・由比町合併協議会各種規程の制定について

ア 静岡市・由比町合併協議会幹事会規程

イ 静岡市・由比町合併協議会事務局規程

ウ 静岡市・由比町合併協議会財務規程

エ 静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程

(2) 議案審議

議案第1号 静岡市・由比町合併協議会会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に基づく要領の制定について

議案第2号 平成19年度静岡市・由比町合併協議会事業計画について

議案第3号 平成19年度静岡市・由比町合併協議会予算について

(3) 協 議

① 協議項目について

② 協議に当たっての基本的な考え方について

③ 基本項目について

④ 合併基本計画策定の基本方針について

(4) その他

5 閉 会

(1) 報 告

報告第1号

静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯等について

静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯等について、下記のとおり報告する。

平成19年8月3日提出

静岡市・由比町合併協議会

会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

記

- 1 静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯
- 2 静岡市・由比町合併協議会の設置に関する協議書（写）
（静岡市・由比町合併協議会規約）

静岡市・由比町合併協議会設置に至る経緯

| 年 月 日 | 内 容 |
|------------|---|
| 平成18年3月22日 | 静岡県が、静岡縣市町村合併推進構想に、静岡市と由比町の1市1町の組合せを示す |
| 平成19年5月29日 | 由比町民が、由比町議会に対し、静岡市と由比町の合併の実現に関する請願を提出 |
| 6月 5日 | 由比町議会が、静岡市と由比町の合併の実現に関する請願を採択 由比町長が、請願に対する所信として、静岡市との合併実現を目標とすることを表明 由比町議会議員9名が、町長の所信に賛同の署名 |
| 6月 8日 | 由比町長及び由比町議会議長が連名により、静岡市長に対し合併の申し入れ |
| 6月29日 | 合併協議会設置協議議案について、由比町議会が可決 |
| 7月 5日 | 合併協議会設置協議議案について、静岡市議会が可決 |
| 7月 9日 | 静岡市・由比町合併協議会を設置 |



写

平成19年5月之9日

由比町議会議長 青木 仁 様

静岡市と由比町の合併の実現に関する請願書

1 請願の趣旨

平成19年4月22日に行われた由比町長選挙及び由比町議会議員選挙結果は、静岡市との合併を推進すべきとの私たちが町民が出した結論であります。

住み慣れた由比町の名称が消滅してしまうことに寂しい気持ちがありますが、人口は減少し、少子高齢化が進めば税収も落ち込みます。このまま由比町として存続することは困難と判断しております。旧蒲原町はすでに静岡市となり、富士川町も富士市との合併協議を行っております。私たち由比町も再度静岡市との合併協議を行っていただき、政令指定都市である静岡市の一員としての発展に向けた努力を私たち自身が行うべきであると考えます。

今回の選挙結果は、そのような意味からしてまさしく町民の総意であり、よりよい住民サービスを将来にわたり維持するためには静岡市との合併しかありません。町当局及び議会はこの結果を真摯に受け止め、あらゆる努力を尽くして静岡市の理解を取り付け、早期に合併協議会を設置し、退路を断った強い決意で静岡市との合併を実現させるようお願いいたします。

2 請願事項

- (1) 早期に静岡市と由比町の合併協議会を設置すること
- (2) 静岡市との合併を実現させること

- 紹介議員 作野弘武 (印)
- 住所、由比町入山 (印)
- 請願者 由比区長 若尾泰 (印)
- 住所 由比町由比428-10 (印)
- 北田区長 梅菜徳彦 (印)
- 住所 由比町北田69-1 (印)
- 町屋原区長 山崎清 (印)
- 住所 由比町町原99の1 (印)
- 今宿区長 風間和夫 (印)
- 住所 今宿6-1 (印)
- 寺尾区長 望月嘉人 (印)
- 住所 由比町寺尾544 (印)
- 倉沢区長 山本周司 (印)
- 住所 由比町東倉沢27 (印)
- 西山寺区長 稻景誠一 (印)
- 住所 由比町西山551-6 (印)
- 阿僧区長 渡辺五郎 (印)
- 住所 由比町阿僧956-3 (印)
- 東山寺区長 豊長琴文 (印)
- 住所 由比町東山寺711 (印)
- 室野区長 浅川一利 (印)
- 住所 由比町東山寺1326 (印)
- 入山区長 望月喜和 (印)
- 住所 由比町入山85 (印)



平成19年第2回由比町議会定例会

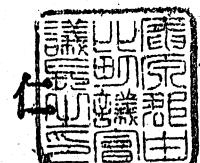
請 願 文 書 表

| | |
|-------------|--|
| 受理番号 | 請願第 2 号 |
| 受理年月日 | 平成19年5月29日 |
| 件 名 | 静岡市と由比町の合併の実現に関する請願 |
| 請願者住所 氏名 | 庵原郡由比町由比428-10 由比区長 岩 辺 泰 外10名 |
| 紹介議員 | 佐 野 弘 武 |
| 請願の要旨 | <p>平成19年4月22日に行われた由比町長選挙及び由比町議会議員選挙結果は、静岡市との合併をすべきとの町民が出した結論である。</p> <p>住み慣れた由比町の名称が消滅してしまうことは寂しい気持ちはあるが、人口は減少し、少子高齢化が進めば税収も落ち込み、このまま由比町として存続することは困難と判断している。旧蒲原町はすでに静岡市となり、富士川町も富士市との合併協議を行っているなか、よりよい住民サービスを将来にわたり維持するためには、政令指定都市静岡市との合併しかない。</p> <p>町当局及び議会は、今回の選挙結果を真摯に受け止め、あらゆる努力をつくして静岡市の理解を取り付け、早期に再度合併協議会を設置し、強い決意で静岡市との合併を実現させるよう請願する。</p> <p>(請願項目)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 早期に静岡市と由比町の合併協議会を設置すること。2. 静岡市との合併を実現させること。 |

平成19年6月5日 採 択

静岡県庵原郡由比町議会議長 青 木

1-4



「静岡市と由比町の合併の実現に関する請願書」に対する所信について

5月29日、由比町区長会全員による、「静岡市と由比町の合併の実現に関する請願書」が議長宛に提出され、ただいま採択されたところですが、町長として、静岡市との合併に関する所信の一端を述べさせていただきます。

4月22日に執行された今回の統一地方選挙の結果は、先人たちのすばらしい英知と努力により継承、築き上げられてきた歴史ある由比町が、次世代を担う青少年やこれから生まれてくる子供たちの未来に向けて静岡市と合併するという新しい時代への橋渡しを、確実に実現してほしいという町民の総意であります。そして、それは私や議会に対しての大きな期待の表れであり、その責任の重大さを思うと本当に身の引き締まる思いであります。

由比町が平成17年3月末までの合併特例法に基づく廃置分合関連議案を否決した経緯から、由比町は、静岡市民、市議会及び市当局に対し大きな不信感を与えたことは否めません。したがって、この2年間は損なわれた静岡市との信頼関係の修復こそ、私に与えられた仕事として、小嶋市長や市議会議員の皆様と面会することを繰り返すことにより、その改善に努力して参りました。そのような中、小嶋市長は静岡市と由比町の合併に関し、静岡市民への説明に当たっては、由比町民の総意が絶対的に賛成であることの証明が不可欠と話されてきました。それは言うまでもなく、今回の統一地方選挙の結果を指してのことであり、町長選挙においては、静岡市との合併推進に対して町民が76.1パーセントの確固たる数字を表し、静岡市に対する熱い思いを訴えることができたものと確信しています。

今回の選挙は合併問題が争点であり、私もそのことを強く言い続けて参りました。しかし、正直なところ、私が選挙運動で町民と接して感じて感じたことは、「由比町にとって、静岡市との合併は当然の流れ」として、広く町民に受け止めていただいていることでした。2年前と違い、反対する町民はごく一部の限られた人たちだけで、静岡市との合併自体はもう今回の選挙の争点ではないことに気づきました。そして、合併への不安を持つ住民はあっても由比町にとって静岡市への編入合併しか選択肢はないことを認め、この合併を確実に橋渡しできる人物を選択するための選挙であったように思います。結果として、私をはじめここにおられる議員の皆様が町民から選ばれた訳でありますから、私は自信をもって進んで参ります。

このたびは静岡市との合併を実現してほしい旨の請願書の提出がありましたが、その内容と

本日の採択を町のトップとして真摯に受け止め、議会とともども早期に静岡市への合併の申し入れをしたいと考えます。

新たに臨もうとする合併協議は、法律の上において合併特例債など国の財政支援はありたくせん。また、平成16年の協議で一度認めていただいた項目において、同様に扱っていただくことは不可能であると考えしておりますので、今後協議を進める中、私は町長の責任において、町民の皆様をしっかり説明していくつもりであります。総論的には、指定都市として高度な住民サービスを提供している静岡市の方針に従う方向でよいものと考えておりますが、その際、町民の皆様が不安に感ずることがないようになさなければならぬことは言うまでもありません。しかし、くれぐれも申し上げておきますが、請願書の表題のとおり、静岡市との合併の実現が目標であり、二度と失敗は許されません。議員各位もこの点はしっかりと認識いただき、合併協議会でどのような協議結果になろうとも、これを受け入れていく覚悟をお願いいたします。町民から我々が負託を受けたものは、静岡市との合併の橋渡しであり、指定都市の中において未来の由比地域の発展を期することです。

以上、申し述べたように私としても不転の覚悟で静岡市との合併協議に臨んで参ります。議員各位並びに町民の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます、町長としての所信といたします。

平成19年6月5日

由比町長 望月 俊明



町長所信に対する賛同について

平成 19 年 6 月 5 日定例会において、区長会全員により提出された請願書の採択を行い、引き続き町長より所信が述べられました。我々議員といたしましても、町長の所信に対し賛同の意を表すとともに、町民から選挙された議員として、不退転の覚悟で静岡市と由比町の合併の実現に取り組むことを約束しここに署名いたします。


平成 19 年 6 月 5 日


由比町長 様


由比町議会議員


青木 仁 


横尾 泰治 

安部 庄太郎 

青木 博子 

原 直巳 

佐野 弘武 

望月 勝夫 

南部 克己 

久保田 昌武 



由 ま 第 3 号
平成 19 年 6 月 8 日

静岡市長 小 嶋 善 吉 様

由 比 町 長 望 月 俊 明



由比町議会議長 青 木 仁



静岡市への合併の申し入れについて

4月22日に執行された統一地方選挙は、貴市との合併問題が最大の争点として行われましたが、選挙結果をとおし、圧倒的多数の町民が政令市として高度な住民サービスを提供している静岡市との合併を望んでいることが明確になりました。

また、5月29日には住民の代表である区長会から議会議長に対し、早期に静岡市との合併協議会を設置し、合併を実現してほしい旨の請願書が提出され6月5日に採択されたところです。

過去において合併関連議案を否決し、貴市に対してご迷惑をおかけした経緯のある当町ですが、町民、町議会及び町当局が一体となり、静岡市との合併実現に向け不退転の覚悟で取り組む決意であります。

については、ここに貴市への合併を申し入れます。このため、早期の合併協議会の設置について、重ねて格段のご配慮をいただきたくお願いいたします。





静岡市・由比町合併協議会の設置に関する協議書

静岡市と由比町は、静岡市・由比町合併協議会の設置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり協議したので、協議書を取り交わす。

（合併協議会の設置）

第1条 静岡市と由比町は、合併に関する協議等を行うため、別紙のとおり規約を定め、静岡市・由比町合併協議会を設置する。

この協議書の取り交わしを証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成19年7月9日

静岡市長 小嶋善吉



由比町長 望月俊明



別紙

静岡市・由比町合併協議会規約

(設置)

第1条 静岡市及び由比町（以下「1市1町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(名称)

第2条 前条の合併協議会は、静岡市・由比町合併協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第6条の規定による合併市町村基本計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(事務所の位置)

第4条 協議会の事務所は、静岡市に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長及び委員（副会長である委員1人を含む。以下同じ。）をもって組織する。

(会長)

第6条 会長は、静岡市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、非常勤とする。

(副会長)

第7条 副会長は、次条第1項第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(委員)

第8条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 由比町長
- (2) 1市1町の議会の議員のうち1市1町の議会の議長がそれぞれ指名するもの 各2人
- (3) 学識経験を有する者であって次に掲げるもの

ア 1市1町の長がそれぞれ指名する者 各3人

イ 1市1町の長が認める者 1人

2 委員は、非常勤とする。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(幹事会)

第11条 会議に提案する事項について必要な協議又は調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会に要する経費は、協議会の予算の定めるところにより1市1町が負担するものとする。

(監査)

第14条 協議会の出納は、静岡市の監査委員1人に委嘱して監査する。

2 前項の規定により委嘱を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(費用の弁償等)

第16条 会長、委員及び監査委員は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。

2 前項の規定による費用の弁償等の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、告示の日から施行する。

合併に伴う国・県の主な財政措置

■ 国の財政措置

| 区分 | 合併旧法(～H16年度) 【市町村の合併の特例に関する法律】 | 合併新法(H17～21年度) 【市町村の合併の特例等に関する法律】 |
|-------|--|--|
| 対象地域 | 原則として、次の市町村を対象 ①都道府県から合併重点支援地域に指定された市町村 ②平成17年3月までに合併申請し、平成18年3月までに合併した市町村(経過措置) | 原則として、次の市町村を対象 ①都道府県により、自主的な市町村の合併の推進に関する構想に位置付けられた構想対象市町村 ②合併新法に基づいて合併した市町村 |
| 普通交付税 | 【合併算定替】 合併しなかったと仮定した普通交付税額の全額保障(合併後10か年度)及びその後5か年度の激変緩和措置 | 【合併算定替】 合併しなかったと仮定した普通交付税額の全額保障(平成19・20年度合併は合併後7か年度、平成21年度は合併後5か年度)及びその後5か年度の激変緩和措置 |
| 地方債 | 【合併特例債・建設事業】 市町村建設計画に基づく特に必要な事業の経費への合併後10か年度の合併特例債の充当(95%)及び元利償還金の70%の普通交付税措置 (由比町分発行可能額 約80億円) | なし |
| | 【合併推進債】 合併前に市町村が行う建設事業に対して、合併推進債の充当(90%)及び元利償還金の50%を普通交付税措置 (政令指定都市に移管される国県道の整備事業に係る合併推進債の県事業分の起債権を静岡市が引き継いだ。) | 【合併推進債】 合併前3か年度、合併後10か年度に実施する合併に伴う下記のまちづくりに要する経費(限定)に対する合併推進債の充当(90%)及び元利償還金の40%を普通交付税措置 電算システムの統合等、対象事業限定 |
| 補助金 | 【市町村合併推進体制整備費補助金】 市町村の合併準備経費及び合併に伴い必要な事業経費に対する国庫補助金の交付 (由比町分 1.5億円) | なし |

■ 県の財政措置

| 区分 | 合併旧法(～H16年度) | 合併新法(H17～21年度) |
|-----|---|---|
| 交付金 | 【市町村合併特別交付金】 ・平成18年3月31日までに合併した市町村を対象とし、新たなまちづくりのために実施する事業に対し交付 2.5億円×合併市町村数 (由比町分 2.5億円) ・交付期間：合併年度及び合併後5か年度 | 【市町村合併推進交付金】 平成22年3月31日までに合併した県の構想に位置付けられた市町村を対象とし、 ・電算システムの整備、統合に係る経費 ・庁舎等公共施設の改修に係る経費などに対し、交付1.5億円×合併市町村数 (由比町分 1.5億円) ・交付期間：合併年度及び合併後5か年度 |

旧法下で由比町と合併した場合の財政措置の合計額・・・約84億円(内80億円は合併特例債起債可能額)
(普通交付税の合併算定替えを除く。合併特例債を含む。)

報告第2号

静岡市・由比町合併協議会各種規程の制定について

静岡市・由比町合併協議会規約第11条第2項、第12条第2項、第15条及び第16条第2項の規定に基づき各種規程を制定したので、下記のとおり報告する。

平成19年8月3日提出

静岡市・由比町合併協議会

会長 静岡市長 小嶋善吉

記

- 1 静岡市・由比町合併協議会幹事会規程
- 2 静岡市・由比町合併協議会事務局規程
- 3 静岡市・由比町合併協議会財務規程
- 4 静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程

静岡市・由比町合併協議会幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・由比町合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会（以下「協議会」という。）の幹事会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、静岡市及び由比町の職員のうちから、協議会の会長が選任した者をもって充てる。

(職務)

第3条 幹事長は、会長の命を受け、幹事会を統括する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長の職務を代理する。

(会議)

第4条 幹事会の会議（以下「会議」という。）は、幹事長及び副幹事長のほか、幹事長が必要と認める幹事の出席を求めて行うものとする。

2 会議は、幹事長が招集し、幹事長が会議の議長となる。

3 幹事長は、必要に応じて、会議に学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第5条 幹事会で検討すべき事項について、調査研究及び資料の収集を行うため、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門調査検討グループ)

第6条 会長が特に必要と認める事項について、調査研究及び資料の収集を行うため、幹事会に専門調査検討グループを置くことができる。

2 専門調査検討グループの組織、運営その他必要な事項については、幹事長が別に定める。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、静岡市・由比町合併協議会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月9日から施行する。

静岡市・由比町合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・由比町合併協議会規約第12条第2項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
- (3) 協議会の広報及び広聴に関すること。
- (4) 協議会の庶務に関すること。
- (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(組織)

第3条 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長には静岡市政策統括局理事の職にある者を、事務局次長には由比町まちづくり課長の職にある者をもってそれぞれ充てる。
- 3 事務局員は、静岡市及び由比町(以下「1市1町」という。)の職員のうちから1市1町の長がそれぞれ指名する。

(職員の職務)

第4条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 事務局員は、上司の命を受け、分担事務を掌理する。

(専決事項)

第5条 事務局長は、次に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 軽易な契約の締結に関すること。
- (2) その他軽易な事項に関すること。

(職員の旅費)

第6条 事務局の職員の旅費については、静岡市の例により算定し、協議会の予算において支給するものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織等に関し必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

平成19年度 静岡市・由比町合併協議会事務局

1 名簿(8人)

| 区 分 | 職 名 | 氏 名 |
|-------|----------------------------|--------|
| 事務局長 | 静岡市政策統括局理事 | 久朗津 雅敬 |
| 事務局次長 | 由比町まちづくり課長 | 久保田 勝也 |
| 事務局員 | 静岡市政策統括局企画調整課参事 兼広域行政室長 | 村田 年秀 |
| 〃 | 静岡市政策統括局企画調整課主査 | 能口 富 |
| 〃 | 静岡市政策統括局企画調整課主査 | 朝倉 薫子 |
| 〃 | 由比町まちづくり課合併推進室長 | 石切山 泰三 |
| 〃 | 由比町まちづくり課主幹 | 岩邊 憲悟 |
| 〃 | 由比町まちづくり課主事 | 山崎 竜一 |

2 連絡先

静岡市政策統括局企画調整課

〒420-8602

静岡市葵区追手町5番1号

電 話 054-221-1287

ファクス 054-221-1295

由比町まちづくり課

〒421-3104

由比町北田110番地の1

電 話 054-376-0125

ファクス 054-376-0110

静岡市・由比町合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・由比町合併協議会規約（以下「規約」という。）第15条の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、静岡市及び由比町（以下「1市1町」という。）から交付される負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事業の執行に要するすべての経費をもって歳出とする。

(経費の負担の額)

第3条 1市1町が協議会に対して負担する額は、遅くとも年度開始前30日までに、1市1町の長が協議のうえ決定し、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

2 1市1町の長は、前項の決定を行おうとするときは、あらかじめ協議会に対し、事業に要する経費の見積りに関する書類（以下「書面」という。）の提出を求めるものとする。

(予算の編成)

第4条 会長は、毎会計年度協議会の予算を編成し、年度開始前に協議会の会議（以下「会議」という。）に諮らなければならない。

2 予算書その他財務会計事務に係る帳票等の種類及び様式については、会長が別に定める。

(補正予算)

第5条 既定の予算に変更を加える必要があるときは、予算の補正をすることができる。この場合において、会長は、速やかに補正予算を編成し、会議に諮らなければならない。

2 前項の場合において、1市1町が協議会に負担する額に変更を加える必要があるときは、1市1町の長は、協議のうえ速やかに、負担金の額を決定し、それぞれの議会に提案するものとする。

3 前項の場合において、会長は、あらかじめ1市1町の長に対し、書面を提出しなければならない。

(出納及び現金の保管)

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第7条 協議会に出納員を置き、会長の属する市町の会計管理者をもって充てる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務を掌理する。

(決算)

第8条 会長は、毎会計年度終了後3月以内に協議会の決算書を作成し、会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が会議の認定を経たときは、会長は、決算書の写しを1市1町の長へ送付しなければならない。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成19年7月9日から施行する。

2 平成19年度については、第3条第1項中「遅くとも年度開始前30日までに」とあるのは「速やかに」と、第4条第1項中「年度開始前に」とあるのは「第1回の」と読み替えるものとする。

静岡市・由比町合併協議会費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・由比町合併協議会規約（以下「規約」という。）第16条第2項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会（以下「協議会」という。）の費用弁償等の額及び支給方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長等への費用弁償)

第2条 会長、委員及び監査委員が協議会の職務を行うため静岡市及び由比町の区域外に旅行したときは、静岡市における市長に支給する旅費の額に相当する額の費用弁償を支給する。

(委員への謝金)

第3条 規約第8条第1項第2号及び第3号アによる委員が、協議会の会議その他協議会が主催する事業に参加したときは、次の額の謝金を支給する。

日額 11,500円

(支給方法)

第4条 第2条の規定による費用弁償の支給方法については、静岡市における職員等の旅費の支給方法の例によるものとする。

附 則

この規程は、平成19年7月9日から施行する。

(2) 議案審議

議案第1号

静岡市・由比町合併協議会会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に基づく要領の制定について

静岡市・由比町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づく会議運営規程及び同規程第7条第2項の規定に基づく要領を、別紙「静岡市・由比町合併協議会会議運営規程」及び「静岡市・由比町合併協議会会議の傍聴に関する要領」のとおり定める。

平成19年8月3日提出

静岡市・由比町合併協議会

会長 静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市・由比町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市・由比町合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。

2 会議の運営に際しては、住民意見の反映と、公平で、公正な協議の推進に努めるものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長(以下「議長」という。)は、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開催)

第4条 会議の開催は、計画的に行うものとする。

(会議の開閉等)

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

3 議長が必要と認めたときは、会議に諮って学識経験を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の進行)

第6条 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(傍聴)

第7条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が会議に諮って別に定める。

(会議録)

第8条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日時及び場所

(2) 出席者の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録等の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 前項の公開は、議長が定める方法により行うものとする。

(規律)

第10条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って別に定める。

附 則

この規程は、平成19年8月3日から施行する。

静岡市・由比町合併協議会会議の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡市・由比町合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定に基づき、静岡市・由比町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 会議の傍聴席は、次の表の左欄に掲げる対象者ごとに同表の右欄に区分する。

| 対象者 | 傍聴席の区分 |
|----------------|----------|
| 一般住民 | 一般傍聴席 |
| 静岡市及び由比町の議会の議員 | 議員傍聴席 |
| 報道関係者 | 報道関係者傍聴席 |

(傍聴の手続き)

第3条 一般傍聴席において会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券の交付を受けようとする者（以下「傍聴希望者」という。）は、会議の当日に所定の場所において、受付簿に氏名を記入の上、静岡市・由比町合併協議会傍聴券（別記様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

3 傍聴券は、第8条各号に規定するものを除き、傍聴希望者の人数が、第7条に規定する定員を超えないときはその全員に、当該定員を超えるときは抽選により選定した者に交付する。

4 議員傍聴席及び報道関係者傍聴席に係る傍聴の手続きについては、議長が別に定める。

(傍聴券への記入)

第4条 前条第2号の規程により傍聴券の交付を受けた者（以下「一般傍聴人」という。）は、傍聴券に所定の事項を記入しなければならない。

(傍聴券の通用期日)

第5条 一般傍聴人は、傍聴券に記載された日に限り、会議を傍聴することができる。

(傍聴券の提示)

第6条 一般傍聴人は、係員から傍聴券の提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(一般傍聴人の定員)

第7条 一般傍聴人の定員は、会議に使用する会議室の状況に応じ、その都度議長が決定するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席では、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等の通信機器は電源を切り、又は音無状態とすること。

(7) 写真、映画等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(8) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人が前条の規定に違反し、会議の秩序を乱すおそれがあるときは、議長は退場を命ずることができる。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

静岡市・由比町合併協議会傍聴券

平成 年 月 日(当日限り有効)

静岡市・由比町合併協議会

お帰りのときは、事務局にご返却ください。

傍聴人心得

傍聴席においては、次のことを守ってください。

- 1 傍聴は、指定の傍聴席をお願いします。
- 2 喫煙・飲食などはしないでください。
- 3 静かに傍聴し、やじ・拍手等しないでください。
- 4 写真撮影・録音などはできません。
- 5 携帯電話は、マナーモードとし、使用しないでください。
- 6 その他係員の指示に従ってください。

住所 _____

氏名 _____

議案第2号

平成19年度静岡市・由比町合併協議会事業計画について

静岡市・由比町合併協議会の平成19年度事業計画は、別紙「平成19年度静岡市・由比町合併協議会事業計画」のとおりとする。

平成19年8月3日提出

静岡市・由比町合併協議会

会長 静岡市長 小嶋善吉

別紙

平成19年度 静岡市・由比町合併協議会事業計画

1 事業目標

1市1町の合併に関する協議、合併基本計画の作成のほか合併に関し必要な事項について協議し、合併協議会として合併の是非を決定することを目標とする。

2 事業内容

(1) 会議の開催

計画的に会議を開催し、基本項目、法による特例項目及び一般項目の協議を行い、合併基本計画を作成する。

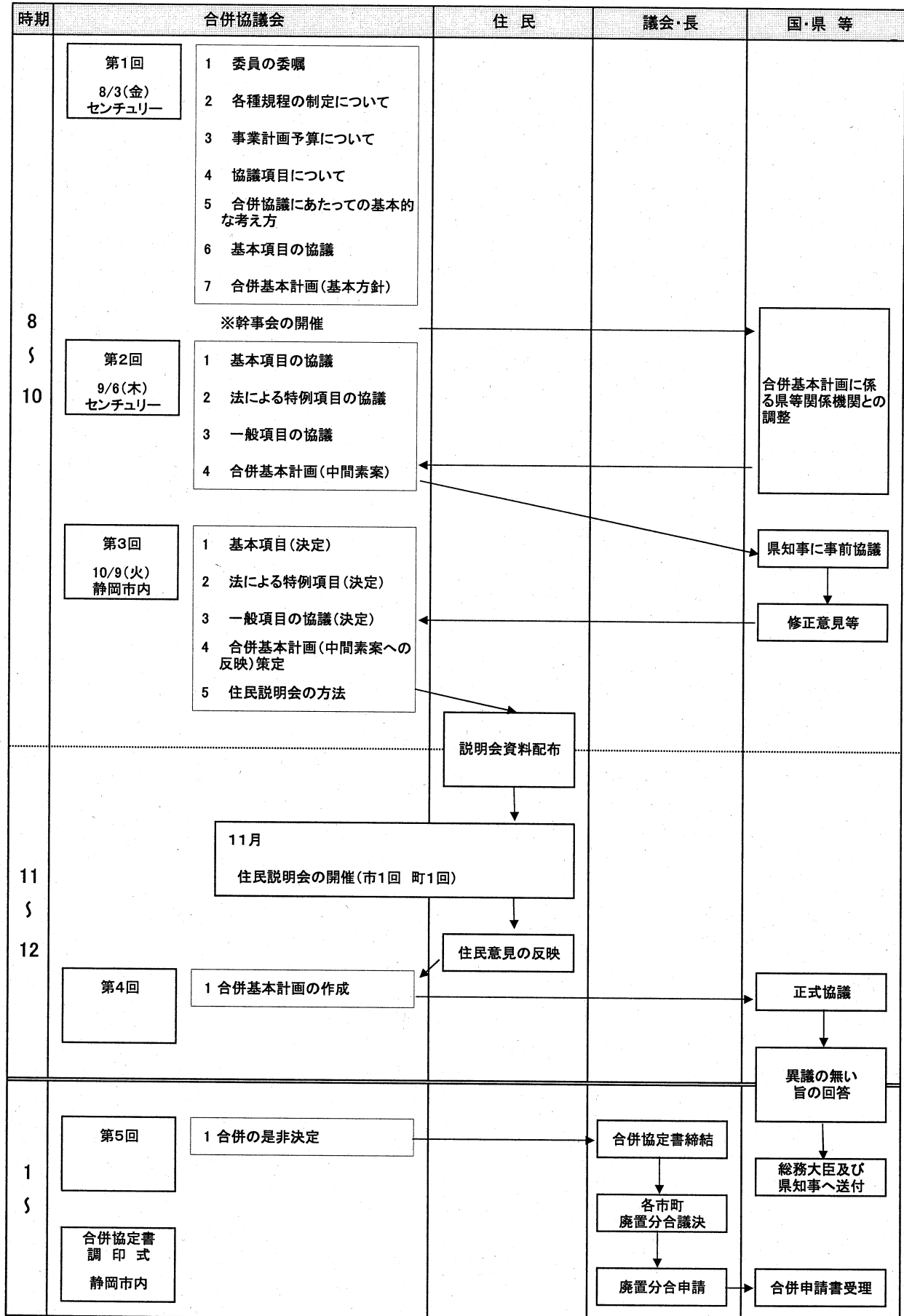
(2) 広報・広聴

各市町の広報紙やホームページ等による広報を通じ、協議内容等を広く住民に周知する。また、住民説明会の開催等により、住民の意向把握に努める。

(3) その他

幹事会等を適宜開催し、円滑な協議の運営に資するものとする。

静岡市・由比町合併協議会スケジュール(案)



議案第3号

平成19年度静岡市・由比町合併協議会予算について

平成19年度静岡市・由比町合併協議会予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,431千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表1 歳入歳出予算」による。

3 前項の区分中、静岡市及び由比町の負担額は、「別表2 静岡市及び由比町の負担金の額」による。

平成19年8月3日提出

静岡市・由比町合併協議会

会長 静岡市長 小嶋善吉

別表 1

歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|--------|-------|
| 1 負担金及び分担金 | | 5,430 |
| | 1 負担金 | 5,430 |
| 2 諸収入 | | 1 |
| | 1 預金利子 | 1 |
| 合計 | | 5,431 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|---------|-------|
| 1 事業費 | | 4,838 |
| | 1 事業推進費 | 4,838 |
| 2 総務費 | | 593 |
| | 1 事務局費 | 593 |
| 合計 | | 5,431 |

平成19年度歳入歳出予算事項別明細書

1 歳 入

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 節 | | 説 明 |
|--------------|-------|--------|-------|------------------|
| | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 款 負担金及び分担金 | 5,430 | | | |
| 1 項 負担金 | 5,430 | | | |
| 1 目 負担金 | 5,430 | 1 負担金 | 5,430 | 静岡市負担金 由比町負担金 |
| 2 款 諸収入 | 1 | | | |
| 1 項 預金利子 | 1 | | | |
| 1 目 預金利子 | 1 | 1 預金利子 | 1 | 預金利子 |
| 歳入合計 | 5,431 | | | |

2 歳 出

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 節 | | 説 明 |
|------------|-------|--------------------------------------|-------|-------------------------|
| | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 款 事業費 | 4,838 | | | |
| 1 項 事業推進費 | 4,838 | | | |
| 1 目 会議費 | 2,422 | 8 報償費 | 649 | 委員謝金等 |
| | | 11 需用費 (食料費) (消耗品費) (印刷製本費) | 143 | 会議茶菓代 消耗品一式 写真現像代 |
| | | 12 役務費 | 370 | 筆耕翻訳料等 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 1,260 | 会議会場借上料 コピー使用料 |
| 2 目 広報・広聴費 | 2,366 | 8 報償費 | 251 | 住民説明会委員謝金等 |
| | | 11 需用費 (食料費) (印刷製本費) | 1,903 | 会議茶菓代 住民説明会リーフレット |
| | | 12 役務費 | 115 | 筆耕翻訳料 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 97 | 住民説明会会場借上料 |
| 3 目 調査・研究費 | 50 | 11 需用費 | 50 | 書籍代等 |
| 2 款 総務費 | 593 | | | |
| 1 項 事務局費 | 593 | | | |
| 1 目 管理費 | 593 | 9 旅費 | 243 | 総務省連絡等 |
| | | 11 需用費 (消耗品費) (印刷製本費) | 150 | 文具等 写真現像代 |
| | | 12 役務費 | 20 | 資料送付等郵送料 |
| | | 14 使用料及び賃借料 | 180 | コピー使用料 |
| 歳出合計 | 5,431 | | | |

別表 2

静岡市及び由比町の負担金の額

(単位：千円)

| 区 分 | 負 担 金 額 |
|-------|----------|
| 静 岡 市 | 3, 6 3 5 |
| 由 比 町 | 1, 7 9 5 |

(3) 協 議

① 協議項目（案）

| | |
|---------------|----------------------|
| I 基本項目 | 1 合併の方式 |
| | 2 合併の期日 |
| | 3 合併後の市の名称 |
| | 4 合併後の市の事務所の位置 |
| | 5 財産及び公の施設の取扱い |
| II 法による特例項目 | 6 市議会議員の定数及び任期の取扱い |
| | 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い |
| | 8 地方税の取扱い |
| | 9 一般職の職員の身分 |
| | 10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い |
| III 合併基本計画の作成 | 11 合併基本計画 |
| IV 一般項目 | 12 一部事務組合等の取扱い |
| | 13 使用料、手数料等の取扱い |
| | 14 国民健康保険事業の取扱い |
| | 15 組織及び機構 |
| | 16 特別職の職員の身分 |
| | 17 条例・規則の取扱い |
| | 18 公共的団体等の取扱い |
| | 19 補助金、交付金等の取扱い |
| | 20 行政連絡機構の取扱い |
| | 21 町・字名の取扱い |
| | 22 各種福祉制度の取扱い |
| | 23 慣行の取扱い |
| | 24 保健衛生事業の取扱い |
| | 25 清掃事業の取扱い |
| | 26 各種産業制度の取扱い |
| | 27 教育制度の取扱い |
| | 28 消防団の取扱い |
| | 29 上水道事業の取扱い |
| | 30 下水処理事業の取扱い |
| | 31 各種事務事業の取扱い |

各協議項目(案)の協議内容について

I 基本項目

| 項 目 | 概 要 |
|----------------|----------------------------------|
| 1 合併の方式 | 合体(新設)合併にするのか、編入合併にするのか協議する。 |
| 2 合併の期日 | 合併の期日をいつにするのか協議する。 |
| 3 合併後の市の名称 | 合併後の市の名称をどうするのか協議する。 |
| 4 合併後の市の事務所の位置 | 合併後の市の事務所の位置をどこにするか協議する。 |
| 5 財産及び公の施設の取扱い | 両自治体の所有する財産及び公の施設をどのように取扱うか協議する。 |

II 法による特例項目

| 項 目 | 概 要 |
|----------------------|--|
| 6 市議会議員の定数及び任期の取扱い | 合併新法の在任特例や定数特例などの特例制度を適用するかどうか協議する。 |
| 7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い | 合併新法の特例制度を適用するかどうか、適用する場合は、在任特例とするのか、二つの農業委員会を存続させるのか協議する。 |
| 8 地方税の取扱い | 合併新法等の不均一課税等を適用するかどうか協議する。 |
| 9 一般職の職員の身分 | 一般職の職員の取扱いについては、旧自治体が消滅した時点でその身分は失われることになるが、合併新法の規定によりすべての職員は合併市町村の職員として引き継がれることになる。 そこで、合併後の職員の身分の取扱いについて基本的な考え方を協議する。 |
| 10 地域審議会及び地域自治組織の取扱い | 地域審議会、地域自治区及び合併特例区を設置するかどうか、設置する場合は、その基本的な考え方を協議する。 |

III 合併基本計画の作成

| 項 目 | 概 要 |
|-----------|--|
| 11 合併基本計画 | 合併新法第6条の規定に基づき、合併市町村の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本的な計画である「静岡市・由比町合併基本計画」を作成する |

IV 一般項目

| 項 目 | 概 要 |
|-----------------|--|
| 12 一部事務組合等の取扱い | <p>合併前の自治体が加入している一部事務組合のほか、協議会等（静庵地区広域市町村圏協議会等）を構成している他の加盟団体との協議が必要になるため、合併後の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> |
| 13 使用料、手数料等の取扱い | <p>両自治体に存在する同一目的の施設や、同一の種類の手務についての使用料、手数料等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> |
| 14 国民健康保険事業の取扱い | <p>国民健康保険事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> |
| 15 組織及び機構 | <p>合体（新設）合併の場合は、合併後の市の組織及び機構の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の組織及び機構を適用することになるが、合併に伴い変更が必要となる組織及び機構の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> |
| 16 特別職の職員の身分 | <p>合体（新設）合併の場合は、合併前の自治体の法人格消滅に伴いその身分を失うので、合併後の暫定的な取扱いについて協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の特別職の職員の身分に変更はなく、編入される自治体の特別職の職員はすべてその身分を失う。</p> |
| 17 条例・規則の取扱い | <p>合体（新設）合併の場合は、合併前の自治体の条例・規則はすべて失効するので、現在の両自治体の条例・規則をどのように取扱うかについて基本的な考え方を協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の条例・規則を適用することになるが、合併に伴い制定、改廃が必要となる条例・規則の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> |
| 18 公共的団体等の取扱い | <p>農林水産業関係団体、商工業関係団体、文化団体、体育団体、厚生福祉関係団体等の公共的団体等の取扱いについては、地方自治法第157条第1項で「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。」と規定されていることから、その統合に向けた基本的な考え方を協議する。</p> |
| 19 補助金、交付金等の取扱い | <p>両自治体の各種団体に対して、補助金や交付金等を交付する措置を講じているが、これらの補助金や交付金等はそれぞれの団体の特性により交付条件が異なっている。</p> <p>そこで、合併後の団体の円滑な活動を確保するため、合併後の補助金、交付金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> |

| 項 目 | 概 要 |
|---------------|--|
| 20 行政連絡機構の取扱い | 行政連絡の基礎となる町内会・自治会組織をどのように取扱うのか、その基本的な考え方を協議する。 |
| 21 町・字名の取扱い | 両自治体の町名の取扱いについて、どのように調整するのか。特に、同一町名の場合の取扱いをどのようにするのかについて基本的な考え方を協議する。 |
| 22 各種福祉制度の取扱い | 両自治体の各種福祉制度を調整するにあたり、その基本的な考え方を協議する。 |
| 23 慣行の取扱い | <p>合体（新設）合併の場合は、合併後の自治体の慣行について基本的な考え方を協議する。</p> <p>編入合併の場合は、編入する自治体の慣行を適用することが多いが、編入される自治体独自の慣行の取扱いについて基本的な考え方を協議する。</p> |
| 24 保健衛生事業の取扱い | 保健所事業、保健センター事業等の保健衛生業務の実施・調整について基本的な考え方を協議する。 |
| 25 清掃事業の取扱い | ごみ収集・処理事業、し尿収集・処理事業の実施・調整について基本的な考え方を協議する。 |
| 26 各種産業制度の取扱い | 商工金融制度や農林水産業関係の諸制度などの各種産業制度の取扱いについて基本的な考え方を協議する。 |
| 27 教育制度の取扱い | 学校給食事業、公民館事業等について基本的な考え方を協議する。 |
| 28 消防団の取扱い | 消防団の組織、任用基準等について基本的な考え方を協議する。 |
| 29 上水道事業の取扱い | 上水道施設、水道料金等の取扱いについて基本的な考え方を協議する。 |
| 30 下水処理事業の取扱い | 合併後の下水処理方法について基本的な考え方を協議する。 |
| 31 各種事務事業の取扱い | 合併後の各種事務事業の取扱いについて基本的な考え方を協議する。 |

② 合併協議に当たっての基本的な考え方について（案）

- 1 合併方式は、由比町からの合併申し入れを踏まえると、編入合併となる見込みであることから、各協議項目については、基本的には静岡市の現行の制度、取扱いに統一する。
- 2 可能な限り、合併協議を効率的にすすめ、早期に結論が得られるようにする。そして、その経過や結果について、住民周知に努めるものとする。

③ I 基本項目協議資料

1～5 基本項目

| 項 目 | 概 要 | 協 議 結 果 |
|----------------|--|---------|
| 1 合併の方式 | 合体（新設）合併若しくは編入合併。 | |
| 2 合併の期日 | <p>住民生活への影響、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理や引き継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断されるべきであるとされている。</p> <p>合併の期日が平成 22 年 4 月 1 日以降の場合は、合併新法（市町村の合併の特例等に関する法律）の規定が適用されない。</p> | |
| 3 合併後の市の名称 | 合体（新設）合併の場合は新たな名称を定め、編入合併の場合は編入する市町村の名称とすることが多い。 | |
| 4 合併後の市の事務所の位置 | 合体（新設）合併の場合は合併関係市町村のいずれかの事務所の位置とし、編入合併の場合は編入する市町村の事務所の位置とすることが多い。 | |
| 5 財産及び公の施設の取扱い | 従来の自治体が持っていた財産及び公の施設は、すべてを引継ぐこととするのが原則的な考え方である。 | |

④ Ⅲ 合併基本計画協議資料

④ 合併基本計画策定の基本方針（案）

1 目 的

静岡市と合併後の由比町それぞれの地域の整備を、総合的かつ効果的に推進していくことを目的に、市町村の合併の特例等に関する法律（合併新法）第6条に基づく法定計画として作成する。

2 内 容

(1) 全体構成

別紙「合併基本計画全体構成（案）」を基本とする。

(2) 計画期間

合併年度から概ね5年間程度とする。

(3) 事業主体

合併市町及び静岡県とする。

ただし、静岡県事業については、県当局との緊密な連携のもとに、その取扱いを検討するものとする。

3 事 業

- (1) 計画期間内に実施又は実施を予定される主として由比町の区域で行われる事業を基本にまとめる。
- (2) 合併関係市町の総合計画等、既存の各種長期計画を尊重しつつ、合併新法による次の基準に基づく事業を登載する。
 - ① 合併市町の一体性の確立を図るために行う事業
 - ② 合併市町の福祉の向上等を図るために行う事業
- (3) (2)の事業費は、財政計画との整合性を図るものとする。
- (4) 合併新法の趣旨に基づく静岡県事業については、県当局との緊密な連携のもと、積極的に登載するものとする。

4 財政計画

財政計画は、以下の方針に基づき作成する

- (1) 計画期間と同じにする。
- (2) 合併新法による財政メリットを最大限活用する。
- (3) 財政の健全性の確保に配慮したものとする。

5 記載方針

- (1) 基本計画全体を通じて、平易な記述に努め、住民が理解しやすい内容とする。
- (2) 登載内容は、できるだけ住民に分かりやすいものを心がける。

合併基本計画全体構成（案）

| 項 目 | 説 明 |
|--|--|
| I 基本計画の概要 1 計画の趣旨 2 計画の構成 3 計画の期間 | 合併基本計画の趣旨、構成、期間等、計画の概要を示す。 |
| II 合併の必要性と効果 1 合併の必要性 2 合併の効果 | 合併の必要性及び効果を示す。 |
| III まちづくりの基本方針 1 あたらしいまちづくり 2 由比地域の役割 3 由比地域の特性と土地利用の方針 | 合併後の由比町の地域の役割及び地域の特性、土地利用方針等、まちづくりの基本方針を示す。 |
| IV まちづくり計画 1 健康・福祉 2 文化・学習 3 生活環境 4 産業・経済 5 都市基盤 6 行財政 | まちづくりの基本方針に基づき、健康・福祉、文化・学習、生活環境、産業・経済、都市基盤、行財政の6部門について主として由比町の区域で行われる事業を基本にまとめる。 |
| V 公共施設統合整備の基本的考え方 | 合併後の公共施設の統合整備について、基本的な考え方を示す。 |
| VI 県事業の推進 1 静岡県の役割 2 静岡県事業 3 静岡県に要望する事業 | 静岡県の役割や主として由比町の区域で行われる静岡県事業を示す。 |
| VII 財政計画 | 基本計画期間内の財政計画を示す。 |

参 考 资 料

静岡市・由比町主要指標比較

| 項目 | 単位 | 静岡市 | | 由比町 | | 合計(平均) | | 備考 |
|----------------|------------------------------------|------------------------|--|----------------------|--|------------------------|--|------------------------|
| | | | | | | | | |
| 人口 | 人 | 713,723 | | 9,600 | | 723,323 | | 平成17年国調 |
| 世帯数(平均世帯人員) | 世帯(人) | 268,392 (2.66) | | 2,892 (3.32) | | 271,284 (2.67) | | 平成17年国調 |
| 面積 | km ² | 1,388.78 | | 23.03 | | 1,411.81 | | 平成18年全国都道府県市区町村別面積調 |
| 人口密度 | 人/km ² | 513.92 | | 416.85 | | 930.77 | | |
| 年齢別人口(構成比) | 人(%) | 95,487 (13.38) | | 1,170 (12.19) | | 96,657 (13.37) | | 平成17年国調 |
| 年少 | 人(%) | 467,530 (65.53) | | 5,980 (61.25) | | 473,410 (65.48) | | 平成17年国調 |
| 生産年齢 | 人(%) | 150,389 (21.08) | | 2,550 (26.56) | | 152,939 (21.15) | | 平成17年国調 |
| 老年 | 人(%) | 12,221 (3.38) | | 474 (9.17) | | 12,695 (3.46) | | 平成17年国調 |
| 産業別就業人口(構成比) | 人(%) | 100,953 (27.89) | | 2,085 (40.33) | | 103,038 (28.07) | | 平成17年国調 |
| 一次 | 人(%) | 248,788 (68.73) | | 2,611 (50.50) | | 251,399 (68.48) | | 平成17年国調 |
| 二次 | 人(%) | 753,357 (104.67) | | 7,735 (77.30) | | 761,092 (104.30) | | 平成17年国調 |
| 三次 | 人(%) | 322.53 (23.22) | | 12.39 (53.80) | | 334.92 (23.72) | | 平成12年国調 |
| 屋間人口(昼夜間人口比) | km ² (%) | 239,796.355 (335.98) | | 3,708.728 (386.33) | | 243,505.083 (336.65) | | 可住地面積=総面積-(林野面積+池沼面積) |
| 可住地面積(総面積構成比) | 千円(千円) | 48,328.644 (67.71) | | 744.665 (77.57) | | | | 平成17年度普通会計決算 |
| 歳出決算額(1人当たり) | 千円(千円) | 323,818.418 (453.70) | | 2,337.571 (243.50) | | 326,155.989 (450.91) | | 平成17年度普通会計決算 |
| 投資的経費(1人当たり) | 千円(千円) | 32,215.300 (45.14) | | 611.670 (63.72) | | 32,826.970 (45.38) | | 平成17年度普通会計決算 |
| 地方債現在高(1人当たり) | 千円(千円) | 118,433.821 (165.94) | | 1,073.211 (111.79) | | 119,507.032 (165.22) | | 平成17年度普通会計決算 |
| 積立金現在高(1人当たり) | 千円(千円) | 0.87 | | 0.52 | | - | | 平成17年度普通会計決算(3か年平均) |
| 地方税額(1人当たり) | 人 | 56 (※ 53) | | 18 (11) | | 56 | | 平成18年4月現在(静岡市は特例定数54人) |
| 財政力指数 | 人 | 6,489 | | 90 | | 6,579 | | 平成19年4月1日現在 |
| 議員法定上限数(条例定数) | 歳 | 43.5 | | 43.1 | | - | | 平成18年度4月1日現在、一般行政職 |
| 職員数 | % | 102.0 | | 90.4 | | - | | 平成18年4月1日現在 |
| 平均年齢 | m | 2,590.470 | | 67.793 | | 2,658.263 | | 平成18年4月1日現在 |
| 与え | m(%) | 2,047,054 (79.02) | | 37,475 (55.28) | | 2,084,529 (78.42) | | 平成17年度市町村財政の状況 |
| 地域手当 | m(%) | 2,445,850 (94.42) | | 65,746 (96.98) | | 2,511,596 (94.48) | | " |
| 市町村道延長 | m ² (m ² /人) | 3,897,708 (5.46) | | 5,614 (0.58) | | 3,903,322 (5.40) | | " |
| 同改良済(改良率) | 人(%) | 509,495 (71.39) | | 1,793 (18.68) | | 511,288 (70.69) | | " |
| 同舗装済(舗装率) | 人 | 506,289 | | 0 | | 506,289 | | " |
| 都市公園等面積(1人当たり) | 人(%:A/B) | 625,342 (80.96) | | 5,588 (0.00) | | 630,930 (80.24) | | " |
| 汚水衛生処理人口(率) | m ² | 73,549,100 | | 0 | | 73,549,100 | | " |
| 公現在排水人口A | km ² (%:C/D) | 102.2 (71.97) | | 1.2 (0.00) | | 103.4 (71.13) | | " |
| 公共下水道 | 戸(%) | 7,490 (2.79) | | 101 (3.49) | | 7,591 (2.80) | | " (率=戸/世帯) |
| 人口集中地区面積D(普及率) | か所 | 37 | | 1 | | 38 | | " |
| 現在排水区域面積C | 冊(か所) | 2,156,727 (10) | | 0 (0) | | 2,156,727 (10) | | " |
| 人口集中地区面積D(普及率) | 人 | 11,015 | | 195 | | 11,210 | | " |
| 公営住宅戸数(公営住宅率) | か所(m ²) | 8 (11.307) | | 1 (697) | | 9 (12,004) | | " |
| 公民館数 | 床 | 7,601 (10.65) | | 0 (0.00) | | 7,601 (10.51) | | 平成15年「医療施設調査」 |
| 蔵書数(図書館数) | | | | | | | | |
| 保育所定員数(公私立) | | | | | | | | |
| 老人福祉センター数(延面積) | | | | | | | | |
| 病院病床数(千人当たり) | | | | | | | | |

※現在の議員の任期(H21.3.31)までは、合併旧法により1名増員(計 54名)